

○生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例

(1) 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正案
第8条 略	第8条 略
	(市費負担教員の給与に関する特例)
	<u>第9条 第2条第2項の規定により任期を定めて採用された市費負担教員の給与の特例については、別に条例で定める。</u>
第9条 略	第10条 略

(2) 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年12月生駒市条例第35号)新旧対照表(附則第4項関係)

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。)第17条の規定に基づき、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)の特殊勤務手当(以下「手当」という。)について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、別に定めるもののほか、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。)第17条の規定に基づき、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)の特殊勤務手当(以下「手当」という。)について必要な事項を定めるものとする。